

藤沢市余裕期間設定工事試行実施要領

制定 令和3年1月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、この市が発注する建設工事について、請負人の円滑な施工体制の確保を図るため、事前に労働者の確保や建設資材の調達等を計画的に行うことができる余裕期間を設定した工事を試行実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(余裕期間の定義)

第2条 この要領において「余裕期間」とは契約締結日から藤沢市契約規則（昭和37年藤沢市規則第46号。以下「契約規則」という。）第41条に規定する工事の着手の日（以下「着手日」という。）の前日までの期間をいう。

(対象工事)

第3条 余裕期間を設定する対象工事については、余裕期間を市長が必要と認める工事とする。

(余裕期間の設定等)

第4条 着手日は市長が指定するものとして、このことにより余裕期間を設定するものとする。

2 請負人は、余裕期間に工事の着手、資材の搬入及び仮設物の設置等の工事に付随して必要となる行為を行ってはならない。ただし、請負人の責めにより、余裕期間に労働者の確保、建設資材の調達等はできるものとする。

(現場代理人及び主任技術者等の配置)

第5条 余裕期間では、契約規則第44条第1項に規定する現場代理人及び主任技術者等の配置を要しない。

(契約の金銭的履行保証)

第6条 契約規則第35条第1項で規定する各号の保証の期間については、余裕期間も含めた期間としなければならない。

(余裕期間での工事現場の管理)

第7条 余裕期間での工事現場の管理は、市長の責めにおいて行うこととする。

(公告等における明示)

第8条 市長は、対象工事において、入札の公告等で、着手日を明示した上で、余裕期間を設定することを公表するものとする。

(積算上の取扱い)

第9条 しゅん工予定期限の設定については、設計上で積み上げた工事に要する日数を基に、着手日から行うものとする。

2 経費等の積算で用いる工期は、余裕期間を考慮しないものとする。また、余裕期間に増加する経費等が発生しても、請負人の負担とする。

(その他の細目)

第10条 この要領に定めがあるもののほか、取扱いの細目については、契約担当部長が定めるものとする。

附 則

この要領は、令和3年1月1日から施行する。